

一橋大学審査学位論文

博士論文要旨

**我が国における長期刑受刑者の意識及び
施設適応とその処遇に関する試論**
-実証研究を基盤とした分析-

新海 浩之

一橋大学大学院法学研究科博士後期課程
JD080006

我が国における長期刑受刑者の意識及び施設適応とその処遇に関する試論 -実証研究を基盤とした分析-

前提

長期刑で刑事施設に収容されている受刑者は忘れ去られた存在とっていいいのではないだろうか。一時はマスコミから話題にされたとしても、彼らの動向はその逮捕、裁判の後には刑事施設の中に隠れてしまうように思える。特に長期刑を受刑する者については、刑事施設に拘禁される期間が非常に長くなることから、世間の忘却の傾向はより高いように思われる。しかし、刑事施設に入所した受刑者は、どんなに長い期間の拘禁を経たとしても、ほとんどの者が出所して、社会に戻るものであり、その問題は社会に暮らす者にとって全く無縁なものではない。

なぜ長期刑受刑者を問題とするのか

長期刑受刑者の処遇を論ずる意義はいくつかある。第一に人道的な要請がある。刑事施設への拘禁は被収容者に非常な苦痛を強いるものである。どんな刑事システムであれ、関係者にとってさまざまな苦痛が少ない方法を選択する道徳的な義務がある。第二に、長期刑受刑者の増加は矯正当局に様々な問題を招来すると考えられる。第三に、長期刑を受刑させることは国民の負担となる。その一方で、刑務所に入った犯罪者が何を感じ、どのように暮らしているのか、受刑の結果どのような人間として社会に復帰するのかについて、多くのことが知られていない。ここに長期刑受刑者とその処遇をより深く知るための調査の意義がある。

そこで、本研究は、以下のような手順で行われた。

分析の手続

まず、第1章では、公式統計に基づき、現在の我が国における長期刑の受刑者の実態及びそれらの者が施設内でどのような処遇を受けているのかについて概観する。特に、長期刑受刑者の仮釈放を決定する要因について、数理的モデルを構築して検討する。

第2章では、実際に長期刑受刑者に実施した意識調査を元に、長期刑受刑者が自身の事件や裁判をどのように受け止めているのか等について、矯正局の釈放者に対するアンケートや法務総合研究所（法総研）の重大事犯者に関する調査と対比しつつ分析する。

第3章においては、従来、長期的な刑務所収容は、被収容者の心理的な退行を不可避的に招く等の弊害があるとの議論がなされ、特に、長期刑受刑者については、その拘禁期間が長期間に及ぶことから、その度合いが著しいとされていたが、近時の欧米における実証研究では、施設収容そのものがそのような心理的な退行を招くのではなく、対象者がもともと持っていた問題性が発現したのものや、単なる高齢化によってもたらしたものであるとの議論がなされているため、これについて検討した。

具体的には、長期刑受刑者に対して実施した、世界保健機構の作成した主観的健康感尺度（WHO-SUBI）の結果から、長期刑受刑者の主観的健康感を測定し、受刑期間や加齢等の影響の分析を試みる。主観的健康感の指標であるところの健康度及びところの疲労度の得点が、受刑期間の進行と共に低下するのか、あるいは安定的に推移するのかといった点を多変量解析の手法を用いて検証する。また、施設内適応のもうひとつの指標である、懲罰回数に関して、一般化線形回帰分析の手法を用いて分析を行う。

第4章では、長期刑受刑者の処遇の歴史成り立ち及び現在の処遇の内容について、考察することを試みる。

近年、刑事施設では、再犯防止を目的とする専門的処遇が行われるようになってきているが、これは、受刑者の「問題性」及びリスクを除去することにより問題行動の再発を防止するという視点が前提とされている。これに対し、ポジティブ心理学の視点からは、対象者の状況への適応的な対応の促進に着目した、Good Lives Modelなどが提唱されている。犯罪性の進んでいない長期刑受刑者は、動機付けがあつて再犯の可能性が低いことから、このような処遇に親和的であるとの観点から、「被害者の視点を取り入れた教育」を実施する試みとその効果検証について紹介する。

第5章では、前章までに議論された長期刑受刑者の特質・特性をまとめ、現在の我が国の長期刑受刑者の処遇に関する問題点を考察する。

考察に当たっては、出来るだけ客観的なデータ分析を行うことを目指した。

結果

第1章 我が国における長期刑受刑者の実態

我が国の長期刑受刑者について、裁判における長期刑言渡しの動向、施設内での処遇状況、刑事施設から出所した者の刑事施設への再入の動向について、公式統計を参考に概観し、長期刑受刑者はその刑期が長期である等の理由から、施設に滞留し、年末在所受刑者に占める長期刑受刑者の割合は徐々に増加していることを示した。

さらに、長期刑受刑者の刑事施設内での処遇状況について、出所受刑者に関する統計に基づき、量的に概観した。出所する長期刑受刑者の平均年齢は、他の処遇指標の受刑者に比較して高いが、長期の受刑を経て出所する者の全てが高齢というわけではなく、30歳代の者もあり、一律の議論は望ましくない。2012年の出所者の平均はLA指標で143月（11年余り）、LB指標で156月（13年余り）と非常に長期間であり、最長の執行刑期は390月（32年余り）であった。これは、その者の犯罪の責任を全うするために必要な期間ではあるとも考えられる一方、それだけの長期間刑事施設で過ごしたことの処遇の効果が問われるものとも考えられる。

全体としては、全出所者のほぼ半数の者が全く懲罰を受けることなく出所していたが、長期刑受刑者の場合は、事情が異なり、LA指標では1回懲罰を受けた者の割合が最も高く（25.9%）、LB指標では、35.6%の者が9回以上の懲罰を受けていた。ただし、これを短絡的に長期刑受刑者の問題性の高さで捉えることには疑問がある。長期刑受刑者は、他の指標の受刑者に比較して、平均で約5倍の期間（A指標は27月であるのに、LA指標では143月。）刑事施設に拘禁されており、それだけ刑事施設の規律に服する期間が長くなるため、いわば懲罰になる「危険性」が高いということを考慮に入れなければならない、単純な平均の比較に意味がないことが示唆された。

また、仮釈放の判断に寄与する要因について、ロジスティック回帰を用いた分析を行ったが、全受刑者を対象とした全体モデルでは、作業報奨金の多寡で示される刑務所内での行状が仮釈放を促進する要因である一方、懲罰回数の増加や性犯罪、殺人事犯で受刑していることが仮釈放の確率を低下させる要因として検出されたが、それらを統制した後も、LA指標、LB指標であることはA指標の者と比較して、仮釈放の確率をそれぞれ半分にするほどの効果があることが判明した。仮釈放となった者の執行率を比較しても、長期刑受刑者の執行率は高く、長期刑受刑者は、長期刑そのもの、仮釈放への厳しい判断、高い執行率と3つの意味で刑事施設に滞留する条件が揃っていることが示された。また、処遇指標別にモデルを作成して検討すると、L指標モデルでは、全体モデルや他の処遇指標モデルで検出された、入所度数、年齢、作業報奨金支給額といった要因の効果が認められなかった。LA指標受刑者で有意な効果は、殺人罪で受刑していること（仮釈放の確率を5分の1にする）、懲罰があること（1回の増加で仮釈放の確率を半分にする）のみであった。LB指標受刑者では、殺人罪で受刑していることのみが有効な効果であり、仮釈放のオッズを半分にしていった。ただし、LB指標モデルでは、モデルの説明力を示す数値、予測式の正解率共に低下したことから、ここで検討されたもの以外の要因によって仮釈放の判断がなされていることが示唆された。仮釈放判断においても、長期刑受刑者（特にLA指標の者）は、殺人罪の場合や、規律違反を犯している場合に何らかの（いわば、より不利益な）処遇をなされるが、それ以外の場合は「忘れ去られている」ことが示されたと考えられる。

再入率については、LA指標受刑者が際立って低かった。現在、「再犯防止」が大きな政策課題として掲げられているが、長期刑受刑者はその対象となっていない。確かに、LA指標の長期刑受刑者の出所後の再入率は他の者に比較して低く、単に「再犯防止」の枠組みで考えると対象とはなりえず、受刑者自身にも、職員についても、再犯防止がその処遇の誘因となりにくいことが考えられる。さらに、再犯防止のための効果的な処遇プロ

グラム実施のためには、費用対効果の観点からも、処遇上の効率性の為にも、再犯の危険性が高い者にこそ、集中的にプログラムを展開すべきであると考えられることから、長期刑受刑者は政策上その対象となりにくいことが危惧される。ここでも、長期刑受刑者が「忘れ去られる」要因があるものと思われる。

第2章 長期刑受刑者の意識

長期刑受刑者のうち、LA受刑者の意識等について、法総研の調査、矯正局の釈放者アンケート及び独自に行ったLA受刑者を収容する施設における意識調査（本調査）に基づき、比較した。

法総研調査が基礎とする刑事確定記録から抽出した情報は、受刑者各人が考える問題行動の原因であったり、問題性であったりするものとは異なる可能性がある。例えば、同調査では、犯罪の原因として「感情に動かされた（怒りを止められなかった）」を最も代表的な犯罪の原因として挙げているが、受刑者本人達を情報源とする本調査では、「お金（利益）を得るため」といういわば「合理的」な回答や、「その他」が高い回答率を示した。これは、当事者は、犯罪行動を含む行動に何らかの意味を与えようとしているのに対して、専門家で構成される、専門家集団にとってみれば、それらの問題が刑事裁判の過程で捨象され、第三者に理解可能な定型的なものに置き換わってしまう、ということを示しているようにも受け止められた。

本調査の結果、LA受刑者は裁判の過程では、自らの主張はあまり反映されなかったとの疎外感を感じ、受刑期間が長すぎるとの感覚を抱いている一方、刑務所に対しては、自らの改善更生を行う場所として期待しており、自らなにかがしかの変化をすべきであるとの認識があり、その可能性について自信を持っているということが示された。刑務所で行ってほしい支援としては、社会復帰に必要な知識・技術の教育と就職先のあっせんを最も望んでおり、帰住先の選定や被害者に対する相談助言に期待が高い。しかしながら、自らの再犯可能性については非常に楽観的な認識があり、再犯しないための特別教育への期待感も低い。

以上の特質から、LA受刑者の処遇の方向性を考えると、改善更生への期待があつて、動機付けのレベルも比較的高いことから、処遇への導入は比較的容易であることが認められるものの、自らの再犯の可能性については強く否定する傾向があり、第1章でも概観したとおり、実際に再入率が著しく低いことから、再犯防止の目標を前面に出した処遇にはなじみにくく、また、政策的な必要性も薄いと考えられる。このような長期刑受刑者には、犯罪リスクの低減や再犯防止の目的を強調するよりも、自らの人生への目標を順法的な形で実現することを手助けするような、「よりよく生きるためのモデル（Good Lives Model）」の様な処遇への親和性が特に高いと考えられる。

第3章 長期刑受刑者の施設適応及び主観的健康感

多くの刑務所に関する先行研究は、受刑に伴う痛み（Pain of Imprisonment）に着目し、受刑者は拘禁環境に長く滞在すればするほど、精神面、認知面に有害な影響を被るとの議論がなされてきた（Deprivation Model）。長期刑受刑者の場合、拘禁状態が長期化するため、その影響が深刻であるとされる。しかし、その後の研究で、受刑者が驚くほど刑務所の環境に適応しているということが知られることとなり、受刑者が心理的に問題を抱えていたとしてもそれは、刑務所入所の効果ではなく、そのような素地を持つ者が受刑者として刑務所に入所したこと、あるいは、単に刑務所で加齢したことによるという議論（Importation Model）がなされている。

また、従来、受刑者の適応について病理的な指標の不存在という視点から捉えられてきたことが認められるが、ポジティブ心理学の発展によって、犯罪者処遇においても、自己の欲求を順法的に実現するための支援や、犯罪者の強みに着目するなど、ポジティブな側面を測定することの必要性が説かれている。本研究では、これに基づき、主観的健康感尺度（WHO-SUBI）という指標に着目して分析を行った。WHO-SUBIは、対象者の主観的健康感について「こころの健康度」と「こころの疲労度」というポジティブ・ネガティブ双方の主たる指標に加え、11種類にわたる下位尺度を同時に計測できることから、今回

の分析に適合すると思われた。

Deprivation Model に基づけば、在所期間が長い者について、主観的健康感の尺度得点が低下するという効果が認められると仮定し、他の要因を統制するために、年齢、知能、無期・有期の比較等も考慮して分析を行った。さらに、適応の指針としてよく用いられる、懲罰回数を予測する分析も行った。

主観的健康感に着目する分析では、こころの健康度、こころの疲労度等に対する在所期間等の要因の寄与率はいずれも高いものではなかったことから、今回検討した要因（特に在所期間の長短）が主観的健康感の得点を大きく決定しているものとは言えず、他の要因を考慮する必要があることが判明した。主観的健康感に着目する限りにおいては、Deprivation Model は採用できず、主観的健康感はもともと各受刑者がそのような状態であったものについて、刑務所収容とともに持ち込んできたものとする Importation Model を採用すべき、との結論になる。

また、共分散分析の結果、在所期間、知能、年齢等の交互作用が有意となった場合が多かったが、これは、刑務所における主観的健康感が在所期間の長短のみといった要因のみに影響されるのではなく、様々な要因が複合的に作用していることを示していることと示唆された。

懲罰に関する分析では、懲罰回数の分布が非常に偏ったものであることから、従来の分析手法は望ましくなく、この分布により適合した一般化線形回帰分析（ポアソン回帰分析及び負の二項回帰分析）を行った。さらに、在所期間が長いとそれだけ施設の規律の対象となる可能性が高まることから、いわば、「懲罰の危険率」が高くなり、これが、長期受刑者の規律違反の多さにつながることを指摘できるため、この要因を統制する手続きを行った。すると、無期であることが懲罰のリスク比を約半分にすることが判明し、さらに、WHO-SUBI 尺度のうち、「こころの疲労度得点」が高くなったり（疲労度の改善）、心の安定が乱されるような出来事が起きた際にそれをコントロールできるという感覚（WHO-SUBI の下位尺度である「不十分な心的支配」）が改善されたりすると、懲罰のリスクをわずかながら低下させることが判明した。なお、懲罰のリスク比に直接関係することからこの要因を統制して分析を行わざるを得なかったため、在所期間の効果は判明しなかった。

今後は、受刑者の経時的な適応の状況を真に把握するために、同一の個人の状況の変化を対象とする縦断的研究が必要であると指摘した。また、分析技法上の問題として、今回使用した共分散分析も、一般化線形回帰分析も、説明変数が目的変数に線形に関係していることを想定したモデルであり、長期受刑者の先行研究が述べる通り、適応の指標が在所期間によって低-高-低と変動するとすれば、それに従った非線形の当てはめをするべきであると考えられた。今回のデータ上は、在所期間と各種 SUBI 得点の間にそのような非線形関係が認められなかったため、線形の分析を使用した方が、より、多くの指標間の関係を見た場合には、非線形関係も考慮に入れる必要がある。

さらに、本研究は、長期受刑者を多数収容する一刑事施設においてのみの結果であることから、今回の知見を普遍化するためには、他の処遇指標の施設での調査や、刑務所に関する心象の抱き方と WHO-SUBI の得点の関係も調査する必要がある。また、刑務所での適応、といった場合は、心理的要因だけではなく、面会、外部交通など他の行動に関する要因の検討も行うべきであると考えられた。

なお、本研究の範囲では、長期受刑によって、一般的に言われている心理的「退行」という主張に実証的な根拠がないことは、一応、結論付けられたが、それは長期受刑そのものに正当性をもたせるものとして解釈されてはならないとした。

第4章 長期的受刑者に対する施設内処遇

現在の我が国の長期受刑者の処遇については、明治期の集治監制度に端を発し、現在の形に発展してきたと言える。昭和・平成となっても、その処遇の全体的な指標は進化しているわけではない。

総じていうと、刑事収容施設法施行前までは、専門的処遇の観点は少なく、作業中心の処遇の効能は説かれているものの、それが受刑者の社会復帰に実証的に役立つか否かとい

う観点は付随的にしか受け止められていなかったと言える。同時に、実務家の各種の提言には、拘禁や施設化の弊害を取り除くための余暇活動、自主的活動及び集団的活動の拡充の期待などが述べられているものの、広く実施されているとは考えられない状況であった。

海外の長期刑受刑者の特別なニーズに着目した取り組みとして、カナダの Lifeline プログラムを紹介した。これは、元長期刑受刑者が現在の長期刑受刑者の長期刑受刑に伴う心配事の相談や具体的な就職先のアドバイスなどのサポートを行うというものである。これはピア・サポートの一つであり、近時、犯罪者処遇のひとつの形式として注目されているものである。

現在、刑事収容施設法で法定されたことから、我が国においても各種専門的処遇が発展してきているが、その基本は再犯リスクの低減を目的としたものが多い。しかしながら、第1章でも見たとおり、長期刑受刑者、特に LA 指標受刑者は、再犯の可能性が低く、第2章でも確認されたとおり、本人たちもそのための処遇を求めている。そのため、LA 指標受刑者の特質に着目した処遇が望まれるところである。特別改善指導のうち、長期刑受刑者が多く対象になるものとして、被害者の視点を取り入れた教育（R4）があげられるが、これも実際には、長期刑受刑者の特別な事情に向けられたものではなく、実証的な効果検証も行われてはいない。

その点で、千葉刑務所における独自の R4 の発展は、Good Lives Model を取り入れることによって、再犯防止というよりも、より幅広い目標に向かっていけるといえる。その効果指標も先に論じたとおり、主観的健康感を設定する等、新たな視点を取り入れたものであり、一定の効果を見せていることを紹介した。

第5章 まとめと展望

第1章から第4章までの分析のまとめを行った後、展望として、一般的処遇発展の必要性及び今後の研究領域に関して意見を述べた。一般的処遇の発展としては、長期受刑者の意味のある職業形成は刑事施設の内部でも可能であること、社会との関係性の維持をより広範に行うこと、さらに施設の移動を前提とした長期刑受刑者に対する新たな刑期管理の必要性、について言及した。

今後の研究領域としては、長期拘禁及び処遇の経済的効用について分析する費用対効果の分析を目的とした研究の導入や、より進化した分析を可能とする多角的な指標の収集・開発の必要性について述べ、さらに、長期刑受刑者が刑事施設において長期間生活することから、研究に当たって、長期刑受刑者が刑事施設で得た出会いやアイデンティティーの変容がその後の人生にどのような影響を与えるかという、ライフコースの視点の導入が必要になることについて述べた。